

令和元年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金 130,261 千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (66,133 千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	そ の 他
社会福祉	高齢者福祉事業	257,083	729		53,141	20,926	182,287
	障害者福祉事業	486,455	354,155			39,597	92,703
	重度心身障害者等医療給付事業	23,386	11,636			1,904	9,846
	ひとり親家庭等医療費支給事業	11,322	5,029			922	5,371
	子ども医療給付事業	34,202	11,975			2,784	19,443
合計		812,448	383,524	0	53,141	66,133	309,650